大規模修繕・更新補助(集約化・撤去の拡充)

制度概要

地方公共団体における老朽化対策を支援するため、大規模修繕・更新補助制度に 集約化・撤去[※]を対象として拡充

※撤去については、集約化に伴って実施する他の構造物の撤去に限る

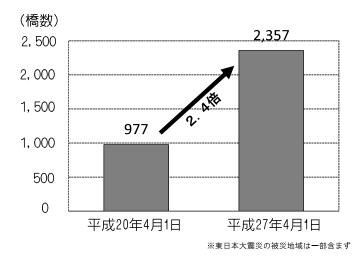
対象事業

撤去される施設が有していた機能を、同一路線の別の施設に機能を集約する事業

事業規模

平成29年度:約45億円(国費)

<地方公共団体管理橋梁で通行規制数が増加>



<集約化・撤去のイメージ>



大規模修繕・更新補助 制度要綱(案)

現 行

- |第2||定義||この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。
 - イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業
 - ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業

第4 事業要件

- 一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置が必要とされているもの
- 二略
- 三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあっては全体事業費100億円以上のもの、 市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあっては全体事業費3億円以上のものであること。

見直し案

- |第2||定義||この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - 一 大規模修繕・更新 次のいずれかの事業をいう。
 - イ 橋脚の補強など、構造物の一部の補修・補強により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模修繕事業
 - ロ 橋梁の架替、トンネルの付替など、構造物の再施工により、性能・機能の維持・回復・強化を図る大規模更新事業
 - ※上記のイ及び口は、同一路線における複数の構造物について、その性能・機能を一部の構造物に集約するため、大規模修繕・更新を行うことに伴い実施する他の構造物の撤去を含む

|第4 事業要件

- 一 地方公共団体が策定したインフラ長寿命化計画(行動計画)において引き続き存置<mark>または集約化</mark>が必要とされて いるもの
- 二略
- 三 都道府県・指定都市の管理する道路において行う事業にあっては全体事業費100億円以上のもの、 市町村(指定都市を除く。)の管理する道路において行う事業にあっては全体事業費3億円以上のものであること。